

# 水道料金のお支払いや相談の窓口が移転します!

平成24年4月から、今まで市民の森管理棟2階の水道課事務所で受け付けていた水道料金のお支払いや相談の窓口を1階に移転します。

水道課管理係 ☎②⑥ 2 6 4 1

## ❖開設場所

市民の森管理棟（水道課事務所建物）1階  
鳥羽市大明東町1番6号

## ❖営業時間

平日の午前8時30分～午後5時15分

## ❖主な業務内容

- (1) 名義変更等各種届出に関する事
- (2) 水道料金のお支払い、納付相談に関する事
- (3) 口座振替に関する事
- (4) 水道の使用開始・中止の受付および作業に関する事
- (5) 水道メータの検針に関する事
- (6) 未納料金の督促、給水停止に関する事
- (7) 納入通知書作成、発送に関する事
- (8) 水道料金の収納に関する事
- (9) 水道料金の減免に関する事
- (10) その他水道料金に関する事

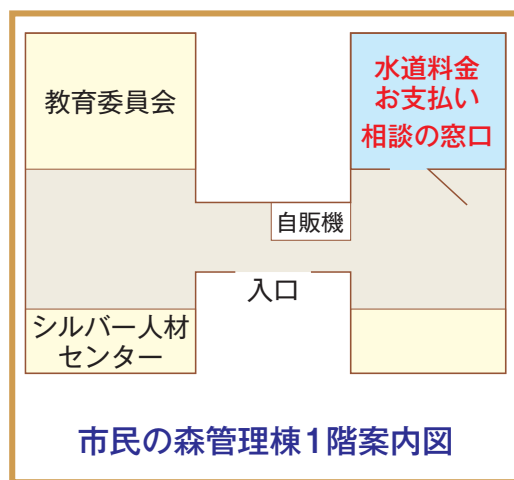
## ❖委託業者

第一環境株式会社

## ❖電話番号

☎②⑥ 2 6 4 1

※ただし、平日の夜間および土曜、日曜、祝日は岩倉水源地に転送されます。



◎水道の引込工事や給水申請、漏水事故、水質に関する事は、今まで通り、建物2階の水道課事務所で行いますので、☎②⑥ 2 7 8 0までお電話ください。

## 飲用水の備蓄をお願いします。

水道水をペットボトルなどの容器に入れ、冷暗所に保存することで、災害の発生に備えた飲用水などの備蓄ができます。

備蓄の目安は1人1日3リットルです。できる範囲で備蓄をお願いします。

### 水道水の保存期間の目安

夏



(気温25～30度)  
3日程度

冬



(気温5～10度)  
1週間程度

※浄水器を通した水は、塩素による殺菌効果がありませんので、毎日交換してください。  
古くなったものは、洗濯に使うなどして入れ替えてください。